

日本当局の朝鮮総聯に対する強制捜査の不当性について

朝鮮総聯と在日朝鮮人に対する不当捜査に反対する弁護団
代表弁護士 床井茂

はじめに

2005年10月の「薬事法違反」容疑を口実とする朝鮮出版会館並びに朝鮮総聯関連団体への大規模な強制捜査を皮切りに、日本当局による朝鮮総聯に対する強制捜査が相次いでいます。その数は今年の2月末の時点で13件（約70箇所）にもなり、東京、兵庫、神奈川、岡山、滋賀、北海道など日本各地で行われています。

これらはいずれも在日朝鮮人の個人的な「薬事法違反教唆」、「労働者派遣法違反」、「税理士法違反」などの比較的軽微な罪であり、朝鮮総聯やその会員団体等とはなんの関連もありません。にもかかわらず、数百名の警察官や機動隊やパトカー・車両を動員しての異常な規模の大捜査が朝鮮総聯やその会員団体、会員に対して行われています。

これら一連の強制捜査に、日本当局による別の重要な目的があることは明らかであり、法治国家とはおよそかけ離れた捜査は、「適正さ」を欠いたといわれても止むを得ないと考えます。

以下、一連の朝鮮総聯に対する捜査の概要とその不当性について述べたいと思います。

1. 朝鮮総聯に対する日本当局の強制捜査の概要について

1) 薬事法違反事件（2005.10.14）

2005年10月14日午前、警視庁公安部外事課は百数十名を動員し、在日本朝鮮人科学者協会（以下、科協）の事務所がある朝鮮出版会館など11箇所に対する強制捜査を行いました。5時間に及ぶ捜査により、本件とは全く関係のない会員の資料などが押収されただけでなく、朝鮮新報社など出版会館内の他団体の通常業務が一時不能になるなど大きな被害がでました。

これは、薬事法違反に該当するとされる健康食品を販売していた被疑者が科協の会員（会社役員）および顧問（会社役員、顧問は名誉職）であったことだけを理由に、事件と「関連性」があるということで強行された捜査であります。

そもそも、薬事法違反事件に関しては、警察の生活安全課の管轄であるにもかかわらず、今回の事件は警視庁公安部外事課すなわち公安警察が担当しているということを見ても、この捜査がどのような意図をもって行われたかがわかるでしょう。

2) 国外移送目的誘拐（2006.3.23）

2006年3月23日、警視庁公安部は、拉致問題と関連した「国外移送目的拐取及び監禁等

容疑」を名目に、約 80 名の警察官と機動隊を動員し、在日本朝鮮人大阪府商工会をはじめ 6 箇所に対する強制捜査を行いました。

捜査の発端となったのは、日本政府の言うところの「拉致協力者」である在日朝鮮人が 26 年前に、当時大阪府商工会の役員であったというのがその理由です。

本件捜査に先立ち、捜査の実施に関する情報をマスコミに提供するなど、朝鮮総聯の拉致問題への組織的関与を印象付けるような意図的な宣伝を行ったという事実も明らかになっています。さらには、その在日朝鮮人はすでに 20 年前に商工会を脱退しているにもかかわらず、現在の商工会の資料をも押収しています。また、上記 1) 同様、この捜査が大阪府警ではなく警視庁公安部が直接担当しているという事実は、捜査の背景に日本政府の政治的意図がうかがわれるといえましょう。

3) 詐欺 (障害者優待切符使用違反) (2006.6.27)

2006 年 6 月 27 日、岡山県警外事課は、「障害者優待切符」(数枚) を障害者でない者が利用したことによる「詐欺罪」を名目に、岡山の在日本朝鮮人科学者協会会長宅と総聯岡山県本部内にある科協中四国支部事務室及び女性同盟本部事務所に対する強制捜査を行いました。

このようなケースで詐欺罪が適用されることがあったとしても、不起訴あるいは執行猶予が付される程度の極めて軽い罪に該当し、また、捜査としては、強制ではなく任意による捜査が行われるのが通例です。

にもかかわらず、第一にこのケースでは団体に対してまでも強制捜査が行われたこと、第二に押収された物件が本件事件に関連しない物件であり、中には私物と明らかにわかる物までが押収されていること、第三にこの事件についても他の事件と同様公安警察主導であること、第四に半年以上も経過しているにもかかわらず、未だに処分がなされていません。

4) 薬事法違反事件 (2006.11.27) (2006.12.3)

2006 年 11 月 27 日、警視庁公安部は 270 名を動員し朝鮮総聯東京都本部などと在日朝鮮人女性に対する 7 箇所及び強制捜査を行いました。また 12 月 3 日には、再び朝鮮総聯東京都本部職員と東京都青年商工会職員の自宅に対する強制捜査を行いました。

強制捜査の発端は、在日朝鮮人女性が朝鮮民主主義人民共和国訪問の際に自らの病氣治療と健康管理のため必要不可欠な医薬品 (強力モリアミン S 点滴薬・栄養剤) を近所の医師から購入したことが、「薬事法」第 24 条第 1 項「医薬品無許可授与」の「教唆」容疑に当たるとしたためです。

この事件に対しても、疑問点がいくつかあります。

まず第一点としては、この在日朝鮮人女性が過去に大病を患ったことから、共和国訪問中にも体調を崩したことがあって、この栄養剤等を持参しようとしたものであり、いままでも税関もなんら問題としなかったことです。また今回の件に関しても税関は「処方箋がないので持参してはならない」と言いながらも 5 袋の持参を許可しています。第二

点としては、今回の在日朝鮮人女性に対する容疑が薬事法違反「教唆」となっていますが、問題となっている栄養剤購入に際して、当該医師を「故意」にそそのかそうとする意思は全くなかったということです。

第三点としては、本件捜査が朝鮮総聯の機関に対して行われていることです。

これは在日朝鮮人女性の手荷物が朝鮮総聯を通して、新潟へ発送されたという事情からです。実際のところ、日本と共和国との国交がない状況のもと、共和国を訪問する朝鮮人や日本人の各種申請手続きや手荷物の発送、入国書類の作成などは、各地の朝鮮総聯の本部・支部が窓口になって手助けをしているのです。

そもそもこの事件における「薬事法違反容疑」とは、あくまで医薬品の売買に関わることであり、在日朝鮮人女性と当該医師との間における医薬品の売買に関して、朝鮮総聯東京本部は一切関係が無いことが当事者の供述からも明らかになっており、朝鮮総聯に対する強制捜査はいわば「強弁的」に結びつけられたものです。

第四点としては、上記1)同様に薬事法違反事件に関しては、通常生活安全課の管轄ですが、やはり警視庁公安部による捜査が行われており、その過程で雑誌、学校卒業生名簿、ネームプレート、名刺、封筒、CD、パソコンなど、本件容疑とは無縁のものに対する押収がなされたこと、押収物件目録に「ダンボール1個」とのみ記載される等およそ通常の刑事捜査手続では考えられない杜撰な手続が行われている一事をもって、不当な強制捜査であると言えます。

本件は、準抗告により押収された物件の大部分がその後返還されている事実を考えても、事件と関連性のない物が大量に押収されている事実が明らかです。

第五点として、これら事件に共通することですが、マスコミ各紙が、これら点滴液が「生物兵器に転用できる」かのごとき記事を「警察当局による」として、記載していることです。垂れ流し記事の典型でしょう。

5) 労働者派遣法違反(2006.11.29)

2006年11月29日、神奈川県警外事課は、無届けのまま労働者を派遣したという容疑で、神奈川県下の朝鮮人人材派遣会社など4箇所に対する強制捜査を行いました。

この問題に関しては、第一に、なんらの必要性が見受けられないにもかかわらず、容疑とは明らかに不均衡な大規模な強制捜査が行われたことが疑問として挙げられるでしょう。第二に、この強制捜査についても他の事件と同様、公安部が主体となった事件であるということです。第三に、この事件と関連するマスコミの報道です。マスコミはこの事件と全く関係のない「エンジン工学の専門家」、「科協元幹部」、「北関連」という警察発表をそのまま報道しています。このようなマスコミの報道はあたかもこの事件に朝鮮総聯と共和国が関連しているかの誤ったイメージを一方的に多くの人々に植え付けることにもなりかねません。事件と全く異なる内容で報道発表が行なわれたと思われま

6) 税理士法違反(2006.12.5)(2007.1.10)(2007.2.5)(2007.2.6)(2007.2.14)

2006年12月5日、神戸県警外事課は約170人を動員し、税理士法違反の容疑で、兵

庫県商工会館など7箇所を強制捜査し、元経理副室長を逮捕しました。

この事件に関していえば、元経理副室長が個人的に行ったことについての強制捜査であり、商工会が組織的に関与した事件とは言えない内容でした。

2007年1月10日、兵庫県警外事課は、昨年に続いて再び「税理士法違反」を口実に兵庫県商工会に対して、約120人の警察と機動隊を動員し朝鮮会館など3箇所を強制捜査し、1名を逮捕しました。

今回の捜査が昨年12月のものと異なるところは、12月の事件は元経理副室長の個人的な行為であったのに対し、本件強制捜査の容疑はまさに同商工会の適正な業務に対する捜査であったという点です。

これまで同商工会による自主申告納税制度につき、税務当局からなんらの問題点を指摘されることもなく円滑に適正な業務を遂行してきたにもかかわらず、公安当局がこれを勝手に問題化し、従来の商工会と税務当局との関係をも無視し、一方的に強制捜査を行ったのです。

2007年2月5日には、北海道警と札幌地検、国税局が、朝鮮人飲食業者の「所得税法違反」「税理士法違反」容疑という名目で、約200人の機動隊と私服警察、捜査官を動員し、総聯北海道本部会館と北海道商工会事務所、札幌商工会をはじめとする7カ所に対する強制捜査を行い、4名を逮捕しました。

その後引き続き、2007年2月6日にも、兵庫県警外事課は、税理士法違反容疑を名目に、他に例を見ない約700人という大規模な人員を動員し、商工会本部のみならず朝鮮総聯兵庫県本部会館など3箇所を強制捜査し、1名を逮捕しました。

札幌警察署は2月14日にも50名に及ぶ捜査員を動員して、北海道商工会事務所に対する強制捜査を行いました。

これらの捜査の問題点は第一に、本件とは関係のない場所と物が捜査され、押収されているということです。

一例をあげると、朝鮮総聯兵庫県本部内にある芸術活動を行っている歌舞団事務所に対して、歌舞関連の情報誌、公演の際に用いる台本、カラオケ用音楽などが押収、さらに商工会職員でない他の機関の職員の出勤簿、朝鮮学校の生徒らに手渡される賞状やそれに関する書類など、本件の「税理士法違反」容疑とは全く関係の無い場所と物が捜査され、押収されました。

第二に、他の例と同様にこの強制捜査が公安警察主導であるということです。

第三に、これから確定申告がスタートするというタイミングに合わせてこの強制捜査が行われたということです。

第四に、商工会が「税理士法」に違反して違法に金を集め、共和国に送金しているという警察当局による発表を、マスコミが何らの検証もしないままにそのまま報道したということです。

第五に、会館内での立会人以外の過剰な排除行為が行われ、会館内に事務所のある職員の服がやぶられたり、男性警察官による女性職員の身体・持ち物検査や、女性職員が警察官の殴打による打撲（全治1週間）を負わされるなど、およそ憲法ならびに刑事訴訟法を無視した過剰な強制捜査が行われました。

7) 電磁的公正証書原本不実記録、同供用 (2007.1.28)

2007年1月28日、大阪府警外事課は約百人の警察官と機動隊を動員し、「電磁的公正証書原本不実記録、同供用」という容疑で滋賀朝鮮初級学校、総聯大津支部をはじめとする5箇所に対する強制捜査を行いました。

この事件は、在日朝鮮商工人の営業用貨物車の登録上の名義問題が「電磁的公正証書原本不実記録、同供用」に該当するとされた問題です。

今回の強制捜査においては、第一に、大阪府警は、東京での全国民族教育研究会の参加で教職員不在の滋賀朝鮮初級学校を約百人の武装警官で取り囲み、校長室や教員室、教育会室にまで土足で押し入りました。この様子をテレビで目の当たりにした同校の児童たちは今でも恐怖と不安に怯えています。

第二に、「電磁的公正証書原本不実記録、同供用」容疑での捜査では異例とも言える人員を動員した大規模な強制捜査であるという点です。

第三に、他の例と同様、公安警察主導の捜査であるという点です(通常なら交通捜査課)。

第四に、1)の例でも言及したとおり、今回の「電磁的公正証書原本不実記録、同供用」事件とはなんらの関連性がない児童や保護者の名簿などが押収されているという点です。

【朝鮮総聯に対する日本当局の強制捜査一覧（2007年3月5日現在）】

	年月日	場所	容疑	捜査箇所	逮捕者	担当警察人数	逮捕後の状況
	2005 10.14	東京	薬事法違反	11箇所	2名	警視庁公安部 百数十名	起訴猶予（1名） 略式起訴、罰金50万円、（1名） 罰金50万円（会社）
	2006 3.23	大阪	国外移送目的 拐取及び 監禁等	6箇所	逮捕 状請求	警視庁公安部 約80名	現在のところ処分なし
	2006 6.27	岡山	詐欺	2箇所	なし	岡山県警外事 課9名	現在のところ処分なし
	2006 11.27	東京	薬事法違反	7箇所	なし	警視庁公安部 外事課約270名	現在のところ処分なし
	2006 11.29	神奈川	労働者派遣 法違反	4箇所	2名	神奈川県警外 事課	略式起訴、罰金20万円（1名） 罰金30万円（1名） 罰金30万円（会社）
	2006 12.3	東京	薬事法違反	2箇所	なし	警視庁公安部 外事課86名	現在のところ処分なし
	2006 12.5	兵庫	税理士法違 反	7箇所	1名	兵庫県警外事 課約170名	逮捕・勾留後起訴、保釈
	2007 1.10	兵庫	税理士法違 反	3箇所	1名	兵庫県警外事 課120名	同上
	2007 1.28	滋賀	電磁的公正 証書原本不 実記録、同供 用	5箇所	2名	大阪府警外事 課約100名	略式起訴、罰金50万円（1名） 起訴、保釈（1名）
	2007 2.1	東京 等	関税法違反	5箇所	なし	海上保安庁警 備救難部16名	現在のところ処分なし
	2007 2.5	北海 道	所得税法違 反、税理士法 違反	10箇所	4名	札幌地方検察 庁、北海道警外 事課120名	4名逮捕・勾留後1名不起訴、 3名起訴・保釈
	2007 2.6	兵庫	税理士法違 反	4箇所	1名	兵庫県警外事 課700名	逮捕・勾留後起訴、保釈
	2007 2.14	北海 道	税理士法違 反	2箇所		北海道警外事 課50名	

2. 一連の強制捜査の不当性

1) 強制捜査の背景と主体

2005 年末から行われている朝鮮総聯に対する強制捜査の大きな特徴は、日本政府の共和国に対する敵視政策を背景として行われているという点です。

かつての小泉政権時代に官房長官であった現安倍総理大臣は「拉致問題の全容解明」を目的とした「拉致問題特命チーム」を省庁横断的に作り、「法執行班」、「情報収集会議」を組織し、朝鮮総聯を弾圧するための準備を行ってきました。

他方、漆間警察庁長官は「北朝鮮への圧力を担うのが警察」だとか、「北朝鮮が困る事件の摘発に全力を挙げる」と公言しています。更に 1 月 18 日の記者会見では、「(拉致問題の解決に向けて) 北朝鮮に日本と交渉する気にさせるのが警察庁の仕事。そのためには北朝鮮の資金源について『ここまでやられるのか』と相手が思うように事件化し、実態を明らかにするのが有効だ」「北朝鮮が困る事件の摘発に全力を挙げる」と、別件による朝鮮総聯弾圧を明言しています。これは明らかに人権弾圧であり、法の適正な手続を無視した発言であって、「警察法」第 2 条に掲げる「警察の責務」である「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」との規定をも無視しています。しかるにこれをマスコミは取り上げようとしておりません。

このような官邸主導の強制捜査は法治主義国家では到底考えられないことであり、朝鮮総聯に対する政治的弾圧こそ真の目的であるといえましょう。

また、今回の一連の強制捜査において、事件の容疑とは担当が違う警察公安部がそのイニシアチブをとり強制捜査を行っているという点に特徴があります。公安警察は戦前の特別高等警察の解体により生まれたものですが、特別高等警察の機能を受け継いで治安維持に関する捜査を日常的に行っています。このような公安警察主体の捜査が今回の強制捜査の特徴であり、薬事法違反にしる、税理士法違反にしる、治安維持に関する犯罪として、朝鮮総聯による「組織的犯罪」として結びつけることで、終局的には朝鮮戦争以前に在日朝鮮人連盟（朝連）を団体等規正令により解散させたのと同様に、破壊活動防止法を適用して朝鮮総聯を解散させることを目的としているといえましょう。

2) 一連の強制捜査の不当性

(1) 立件・起訴がきわめて難しいと考えられるにもかかわらず、不純な目的で強制捜査が強行されていることです。

その典型的な例として 2006 年 11 月の薬事法事件などが挙げられます。

上記のように、在日朝鮮人女性は数年前、甲状腺ガンと婦人病による大きな手術を数回受けており、過去にも祖国を訪問する際には栄養剤を携行し、税関検査でこれまで一度も問題になったことはありませんでした。

高齢の在日朝鮮人女性は、「医師から薬を購入したことが罪になるとは思いもよらなかった。」「自分の体調を心配して人道的見地から医師も栄養剤を提供してくれた。」と話しています。結果的に新潟税関当局も、人道上の配慮をして彼女が栄養剤を持っていくことを許可したのです。

この事件からは、被害にあった在日朝鮮人女性が「マンギョンボン - 92」号で祖国訪問

したことと関連付け、同船の運航があたかも不正行為に使われているかのようにデッチ上げ、入港禁止に反対する声を抑え、入港禁止措置を正当化、長期化させようとする日本当局の意図をあからさまに見ることができます。

(2) 過去数十年間、合法的に認められてきた総聯会員団体の活動を、権力を濫用してまで違法化しようとしていることです。

兵庫県警は、「税理士法違反」を口実に、兵庫と北海道の商工会に対する大々的な強制捜査を敢行し、数名を逮捕しました。

朝鮮商工会は、結成時より今日まで、一貫して日本の法を遵守しながら、在日朝鮮商工人の企業権および生活権のサポートに努めてきた経済団体であります。

周知のように、在日朝鮮人は日本の植民地支配により祖国を追われ、日本への移住を余儀なくされた人々とその子孫であり、日本社会の二重三重の差別のなかで生きる糧を手にするために、相互扶助の精神で朝鮮商工会を結成しました。以来、商工会は圧倒的多数である同胞零細業者の企業権擁護と企業の発展のためにさまざまなサポートを行ってきました。

結成以来60年間、朝鮮商工会の正当な活動は、ただの一度も問題視されたことはなく、むしろ、在日朝鮮商工人の当然の権利を守りながら、彼らに納税義務の履行を促し地域社会の発展と地域住民との友好親善に貢献してきたとして、日本の多くの方々からも評価と支持を得て、さまざまな表彰も受けてきました。

兵庫と北海道の商工会も、自主申告納税制度にのっとり、在日朝鮮商工人の円滑な納税をフォローしてきたのであって、県警当局が言うところの、いわゆる「税理士法違反」行為を行ったことはまったくありません。

にもかかわらず、日本当局は朝鮮商工会の正当な活動を、権力を濫用して違法化しようとしているのです。

(3) 日本国憲法、刑事訴訟法の要請を完全に無視した強制捜査であるということです。

日本国憲法は住居、書類その他の所持品に関して侵入、捜索及び押収に関しては、個人の自由を奪うものとして、令状がなければこれをできない(令状主義)旨を規定しています。またこのような憲法上の要請に従い、刑事訴訟法においては刑事事件が個人の人権を侵害する恐れがあるために慎重な手続を要求しています。また事件とは関連性のない場所の捜索や物の押収を禁止しています。

このような法の要請から一連の強制捜査を見た場合、第一に、朝鮮総聯に対する政治的弾圧や嫌がらせを目的とするもので、このような状況での令状の発給は違法であるといわざるをえません。

第二に、容疑とされている内容と全く関連性のない場所や物に対する捜査、押収が行われているということです。たとえば税理士法違反事件において商工会と関連のない総聯会館への強制捜査、薬事法違反と関連性のない総聯会館への強制捜査、電磁的公正証書原本不実記載、同供用と関連性の全くない学校への強制捜査などはその最たる例といえましょう。また容疑とされている内容と関係のない物として職員の慰安旅行の写真、全く関連性のない会員名簿、父母、学生名簿などはその例といえます。また押収する際の押収物件目

録には押収物が特定されていなければならないにもかかわらず「ダンボール 1 箱」という
ずさんな記載が行われたという事実も問題といえます。

第三に、強制捜査にあたって明らかに個人の人権を侵害するような行為が行われている
ということです。圧倒的な数を動員し、「従わなければ排除する」、「何度でも来てやる」
「今日は壁と柱以外はすべて持っていく」等の高圧的な態度で恐怖に陥れるばかりか、暴
力行使し、怪我を負わせる行為、男性捜査員が女性に対する身体検査を行うことは禁じ
られているにもかかわらずそれを行う事などは明らかに違法性を帯びるもので容認する
ことができません。

第四に、容疑とされている犯罪の性質に照らして明らかに均衡を逸した異例とも言える
大々的な強制捜査が行われているという点です。

今回の一連の強制捜査の容疑の内容は、いわゆる凶悪犯罪でもない、「軽微」な内容です。

ほとんどの事件が何の処分もなく、立件起訴されても、現在のところ罰金などにより処
理されている事案があるのみです。2005 年 10 月の事件についてはあれほど大々的な捜査
が行われたにもかかわらず、1 名は起訴猶予、もう 1 名は略式起訴による罰金刑という非
常に簡易な手続で終了しており、大々的な捜査の必要性が疑問視されます。

現在進行中の事件などを除いて総合しますと、およそ刑事手続が行われた容疑と、捜査
段階における大々的な強制捜査はそのバランスとして考えられない捜査の規模、内容であ
ると考えられるでしょう。

にもかかわらず、数百人の捜査官、機動隊、車両などを動員し、一時は近辺を混乱に陥
れるほどの大々的な捜査は、明らかに法の要請に反するといえましょう。

(4) 今回の一連の強制捜査は、政府当局によるものでありますが、これにマスコミが連動
し、一大キャンペーンを行うことによりその深刻さを増しているということです。

強制捜査が行われることはマスコミには事前にリークされており、マスコミはこの報道
を鵜呑みにして大々的に「朝鮮総聯 = 犯罪者組織、在日朝鮮人 = 犯罪人」という構図を作
り上げています。

また、深刻なのは明らかに個人の情報を漏洩し、悪い宣伝を流すことを公然と行ってい
ることです。たとえば 2006 年 11 月の労働者派遣法違反容疑についても本件事件とは全く
関係のない「エンジン工学の専門家」、「科協元幹部」、「北関連」等の言葉が紙面を飾っ
ています。また 2007 年 2 月の税理士法、所得税法違反容疑についても在日朝鮮人飲食店を
これ見よがしに宣伝し、営業を妨害するような意図がうかがわれます。

このような日本政府当局と連動したマスコミの行為は、1923 年関東大震災の時の「朝鮮
人狩り」をほうふつとさせるような殺伐とした雰囲気を作り上げています。

おわりに

日本に長期居住する朝鮮人は日本の朝鮮に対する植民地支配により、強制連行されてき
たか、植民地支配下での生活に耐え切れず生きる道を探して日本に居住することとなった
人々とその子孫が大部分です。

朝鮮総聯という組織はこのような在日朝鮮人の形成過程において、日本に住む在日朝鮮

人の教育、生活、権利を守るために生まれた組織であり、現在日本政府とマスコミがしきりに宣伝するような「犯罪組織」でないことは明らかであり、その合法性は50年間の活動を通じて実証されているといえましょう。

このような歴史的背景からして、日本政府は在日朝鮮人と朝鮮総聯を共和国の交渉を引き出すための「人質」、「カード」として利用することは決して許されるべきことではありません。

おりしも2月8日から核問題に関する「6カ国協議」が再開される直前から、連続的に強制捜査が行われている事実はその政治的意図を露骨に表しているものといえ、到底看過することができないでしょう。

また現在にいたるまで、日本と共和国との国交正常化がなされていない現状で、各地方に存在する朝鮮総聯会館はまさに「在外公館」としての機能を果たしているのであり、これに対する強制捜査は「領事関係に関するウィーン条約」に反する行為であるといえます。

加えて2002年9月17日の日朝ピョンヤン宣言では、「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明」し、「在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。」が謳われており、一連の行為は日朝ピョンヤン宣言の精神と文言に反する行為として容認することができないでしょう。

日本政府とマスコミによるこのようなキャンペーンが大々的に行われることにより、朝鮮学校に通う児童に対する嫌がらせが日常的に行われ、朝鮮総聯会館に対するテロ行為、在日朝鮮人に対する迫害がいつ何時起こるかわからない「緊張状態」が形成されている事態に対して、日本政府は真摯に反省し、歴史的、国際的責務を果たすべきであるでしょう。